



平成 25 年 11 月 29 日
都市局 市街地整備課
街路交通施設課

平成 25 年度国際競争流通業務拠点整備事業の公募について

大都市圏を背後にもつ港周辺の物流拠点は、古くから国際物流の結節地域として大都市の消費・産業等の経済活動を支えてきましたが、施設の老朽化等によりポテンシャルが最大限に発揮されていないほか、周辺の交通混雑等、都市環境上の課題も発生しています。

国土交通省では、これらの状況を改善し我が国の国際競争力の強化を図るため、国際物流の結節地域における、物流拠点の整備・再整備を推進する国際競争流通業務拠点整備事業の公募を開始します。

【事業概要】

京浜港、阪神港、名古屋港、博多港周辺（臨港地区を除く）の工業系用途地域内における共同更新する物流施設について、事業計画の策定に必要となる経費、施設共用部分の整備費等に対し支援を実施します。詳細は募集要領をご覧ください。

【応募期間】

平成 25 年 11 月 29 日（金）から 12 月 19 日（木）までに国土交通省都市局市街地整備課に提出
※必着

【提出先】

（郵 送）〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省都市局市街地整備課 区画整理係 重松・後藤
（E メール）shigematsu-m2vc@mlit.go.jp gotou-y29t@mlit.go.jp

【募集要領】

募集要領等の関連資料は、以下の国土交通省HPをご参照ください
(http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08_hh_000024.html)

【お問い合わせ先】

国土交通省 都市局 市街地整備課 （足立・重松）
電 話 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 （内線 3 2 7 3 4）
直通電話 0 3 - 5 2 5 3 - 8 4 1 3
F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 9 1

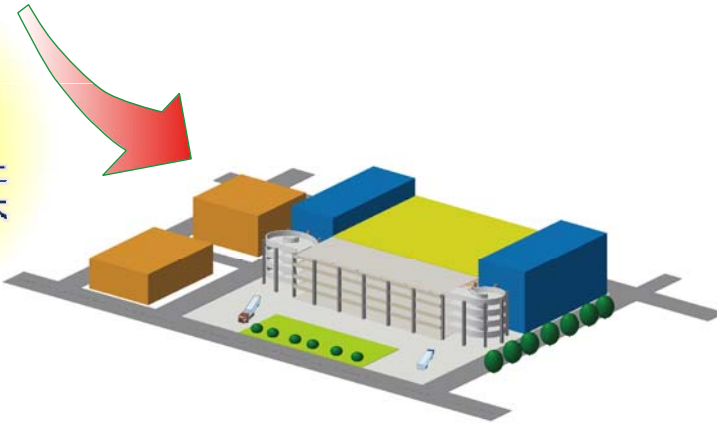
国際物流の結節地域*の高度化を促進し、国際競争力の強化を図ります

大都市圏を背後にもつ港周辺の物流拠点は、古くから国際物流の結節地域として大都市の消費・産業等の経済活動を支えてきました。長年活躍してきた施設の多くは、いま、更新期を迎えています。日本の国際競争力の強化が求められる現在、大都市の経済活動の活性化を図るためには、これらの拠点を更新にあわせて高度化し、この地域の持てるポテンシャルを最大限に発揮することが期待されています。

*京浜港、阪神港、名古屋港、博多港周辺(但し臨港地区を除く)工業系用途地域内であり、水際線(臨港地区がある場合は臨港地区境界)から概ね3km以内の範囲に存する土地の区域



細分化された
土地・建物を
建物の更新・整備に
あわせて集約・拡大



◇敷地の使い勝手が向上

敷地が拡大することにより、また拡大に伴い形状が整う場合は特に、道路からのアプローチが容易になるなど、施設の配置や効率が向上します。

◇施設の機能性が向上

コンテナ車等の大型車両への対応や最新スペックへの機能更新に加え、広さのあるワンフロアでの利用ニーズへの対応が可能になります。

◇オープンスペースの確保により 都市環境が改善、防災機能が向上

敷地の拡大によりまとまったオープンスペースの確保が可能となり、周辺の交通混雑の解消がはかれることに加え、災害時における物資集配等の機能向上が期待できます。

◇事業計画の申請フロー

①事業者による事業計画申請

②国による事業計画の受付
促進計画に関する都府県への照会

③国による事業計画の認定

④事業者による事業の実施

※平成26年度末の経過措置期間におけるフローです。
平成27年度以降はこれとは異なるフローとなります。
※計画策定調査の申請の場合も同様のフローとなります

《支援メニュー》

計画段階

事業計画の策定支援

補助率1/2**

事業推進に向けた合意形成や、事業計画の策定のために必要な調査に要する費用の一部を補助します。

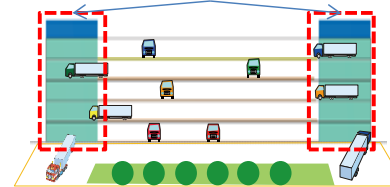


事業段階

共同更新する物流施設の共用部の整備費支援 補助率1/2**

施設の高度化をはかることによって大型で複層の施設となりますが、各階への共用のアプローチ(ランブウェイ、スロープ、トラック用エレベータ)等の整備に必要な費用の一部を補助します。

ランブウェイ・スロープ・エレベータ

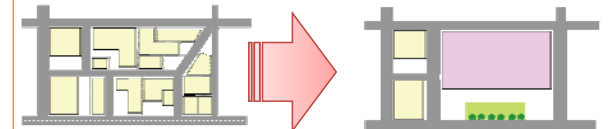


交通広場・通路等の整備費支援 補助率1/2**

周辺の道路交通にかかる負荷の軽減のため、施設整備にあわせて発生集中する大型車両を処理するための敷地内の交通広場(駐車、転回スペース等)、通路等の整備に要する費用の一部を補助します。

都市基盤の再整備促進

細分化された土地の集約・拡大のため、道路等の公共施設の再配置が必要となる場合がありますが、これらの都市基盤の再整備を進めるために活用される「都市再生土地区画整理事業」を支援します。***



補助対象となる地区要件を通常より拡充します(施行前公共用地率「15%未満」を「20%未満」に緩和)

**地方公共団体を經由して補助を実施する場合は補助率が異なります

***補助率、採択要件、補助対象は都市再生土地区画整理事業の補助要件を参照ください